

9-2
1-1

文部省分課規程(抄)

昭和二十九年九月 日

増田 42

増田啓典

第七條 科學教育局第一課ニ相率テ、研究課及應用課ヲ置ク

指導課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 科學局所管ノ綜合學科ニ關スルコト

二 科學教育ノ指導及獎勵ニ關スルコト

三 國民ノ科學ニ關スル意識ノ培養ニ關スルコト

四 科學ニ關スル表彰及獎勵ニ關スルコト

五 東京科學博物館長ノ他科學普及ニ關スル施設ニ關スルコト

六 他課ニ關セザル事項

研究課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 科學研究ノ振興ニ關スルコト

二 科學研究費ニ關スルコト

三 科學研究ノ獎勵ニ關スルコト

四 帝國學士院ノ研究費給付其ノ他ノ學術會ニ關スルコト

五 科學研究費ニ關スルコト

應用課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 科學研究ノ成果ノ實用化ニ關スルコト

二 科學研究ノ成果ノ試行ニ關スルコト

三 研究用資材ノ調査ニ關スルコト

第八條 科學教育局第二課ニ管理課及調査課ヲ置ク

管理課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 民間試驗研究機關ノ助成及指導ニ關スルコト

二 測驗學發達ニ關シテ、標準機關所及實驗物與研究所其ノ他ノ科學ニ

關スル研究費ニ關スルコト

三 法人ニ關スルコト

四 他課ニ關セザル事項

- 調査ニ於テハ左ノ諸務ヲ掌ル
- 一 科學ニ關スル調査及情報蒐集ニ關スルコト
 - 二 學術探險又ハ調査ノ企畫及指導ニ關スルコト
 - 三 科學文獻ノ翻譯及註釋ニ關スルコト
 - 四 科學ニ關スル資料及文獻ノ蒐集整理及編纂頒布ニ關スルコト
 - 五 科學標準用語ノ制定ニ關スルコト

